

女性活躍推進法に基づく情報公表

【男女の賃金差異】

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	64.1%
正社員	77.4%
パート・有期社員	113.5%

【対象期間】

2022事業年度(2022年11月1日～2023年10月31日)

【賃金】

基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く

【正社員】

社外への出向者を除く

【パート・有期社員】

契約社員、アルバイト、パートが該当

パート労働者については、正社員の所定労働時間(1日8時間)で換算した人員数を
基に平均年間賃金を算出している